

※被保険者以外の方が申請する場合は委任状に加え、被保険者の個人番号がわかるもの（コピー可）、申請者の本人確認書類が必要です。詳しくは担当までお問い合わせください。

※重度心身障がい者医療費の助成を受けている場合は、市町村へ受領を委任する委任状が必要です。

※対象期間中に青森県後期高齢者医療以外の医療保険や他市町村の介護保険に加入歴があり、自己負担額がある場合は、それらの保険の自己負担額証明書が必要です。

※成年後見人が申請される場合、登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの）をお持ちください。

2 お薬代の負担軽減について

ジェネリック医薬品に切り替えるとお薬代が安くなる可能性がある方へ、「お薬代負担軽減のご案内」を送付（2月末予定）し、どのくらい安くなるかお知らせします。ジェネリック医薬品への切り替えを希望する方は、医師や薬剤師にご相談ください。

3 医療費通知について

国の税制改正により、平成30年1月1日から医療費通知を確定申告に活用できるようになりました。広域連合からお送りする医療費通知には自己負担相当分を記載していますので、確定申告時の医療費控除にもご活用いただけます。

なお、対象となる期間が令和2年1月診療分から令和2年12月診療分となることから、通知書がお手元に届くのは令和3年2月末頃となりますので、ご理解をお願いします。

問合せ先：東通村税務住民課国民健康保険 G（TEL 0175-27-2111）
青森県後期高齢者医療広域連合（TEL 017-721-3821）

夜間の納付窓口・納税相談のご案内

下記の日程で夜間の納付窓口及び納税相談窓口を開設いたします。
仕事などで日中に税金の納付や相談が困難な方はどうぞご利用ください。

○納付・相談窓口

東通村役場 税務住民課

※正面玄関からお入りください

○日時

・2月24日（水）～25日（木） 17:00～19:00

・3月17日（水）～18日（木） 17:00～19:00

○問合せ先 東通村税務住民課 税政グループ TEL：27-2111（代表）

※納税相談や、連絡・納付のない滞納者については、差押え・公売等の滞納整理により税金の徴収を専門に行う「青森県市町村税滞納整理機構」への移管もありえますので適正な納税をお願いいたします。

《水資源サービス課 下水道グループからのお知らせ》

◆下水道へ加入されている皆様へ

水に溶けない繊維素材、生活残飯、海草類、頭髮、プラスチック片等は下水へ流さないようお願いします。

・水洗トイレでは、トイレトーパー以外は流さないようご協力下さい。

・生活残飯及び使用済食用油、頭髮等は、燃えるゴミとして処分してください。

◆下水道へ加入されていない皆様へ

下水道供用開始地区において、まだ加入されていないご家庭は、加入促進にご協力頂きますようよろしくお願いいたします。

